

東日本大震災から5年を迎えての会長談話

あの東日本大震災が発生した平成23年3月11日から、5年が経ちました。

茨城県内でも、震災による直接死だけでも24人がお亡くなりになったほか、建物の損壊や液状化現象等、人的にも物的にも多大な被害を受けました。また、東日本大震災に続いて発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内にいわゆる「ホットスポット」が発生したほか、県内の多くの産業に風評被害による影響がありました。そして、何より、5年経った今でも、多くの方が福島県から県内に避難を余儀なくされております。

ここに、改めて、この東日本大震災によって被害を受けたすべての方々について思いをいたすとともに、犠牲となられた方へ哀悼の意を表します。

その後の5年間において、各地で様々な災害が生じましたが、そのうち当県だけでも、平成24年5月にはつくば市で竜巻被害が、平成27年9月には関東・東北豪雨災害による常総市の洪水被害が起こりました。

当会では、これらの災害に際し、県内の法律専門職によって構成された団体として、法律相談をはじめとする被災者支援活動をしてまいりました。また、今後災害が生じた際には、これらの支援活動が円滑に行われるよう、茨城県や県内市町村と、順次、災害時における法律相談業務に関する協定を締結しているところです。

当会は、これからも、災害に適切に対処できるよう、平時から災害対策に取り組んでまいります。そして、平時においても災害時においても、市民のために頼りになる法の担い手となるべく、なお一層の努力をしてまいります所存です。

2016年（平成28年）3月11日

茨城県弁護士会

会 長 木 島 千 華 夫